



# Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年7月1日号

※本ニュースレターは、[中文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 新しい「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の公布

中国の科学技術部、財政部および国家税務総局は、今年の年初に改正後の新しい「ハイテク企業認定管理弁法<sup>1)</sup>」(以下「新弁法」)を公布したのに続き、2016年6月22日に「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン<sup>2)</sup>」(以下「新ガイドライン」)を公布した。新ガイドラインは新弁法の付属文書として、2016年1月1日施行とされている。

### (1) 背景

企業所得税法の規定によれば、中国における企業所得税の法定税率は25%であるが、国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には15%の軽減税率が適用される。ハイテク企業の認定管理作業に関する規定として、科学技術部、財政部および国家税務総局は2008年に「ハイテク企業認定管理弁法<sup>3)</sup>」(以下「旧弁法」)と「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン<sup>4)</sup>」(以下「旧ガイドライン」)を公布した。

近年における科学技術の発展に伴い、旧弁法と旧ガイドラインの下では現在の状況に十分に対応できず、ハイテク分野の範囲が産業の現状に合わない、中小企業を十分に支持できないといった問題が実務において生じてきた。そのようなことを背景として、新弁法が制定され、さらにその付属文書である新ガイドラインが、長年にわたる意見聴取と議論を重ねた上で公布された。新弁法と新ガイドラインは、それぞれ旧弁法と旧ガイドラインに代わるものとして、2016年1月1日施行とされている。

---

1 [国科発火\[2016\]32号](#)(中華人民共和国科学技術部ウェブサイト(中国語))  
2 [国科発火\[2016\]195号](#)(中華人民共和国科学技術部ウェブサイト(中国語))  
3 国科発火[2008]172号(中華人民共和国科学技術部ウェブサイト(中国語))  
4 国科発火[2008]362号(中華人民共和国科学技術部ウェブサイト(中国語))

## (2) 主な変更点

### 1) 認定評価体系の整備

新ガイドラインの規定		コメント
年数の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ “登録して 1 年以上”とは、企業が登録してから 365 日以上が経過していることを指す。“当年度”、“直近 1 年間”と“直前 1 年間”のいずれも、企業が申告する前の会計年度を指す。“直近 3 会計年度”とは、企業が申告する前の連続する 3 会計年度(申告する年度を含まない)を指す。“認定申請する前の 1 年間”とは、申請前の 365 日間(申請する年度を含む)を指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新弁法における年数の定義を明確にした</li> </ul>
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 知的財産権を保有しない企業は、ハイテク企業の認定を受けられない</li> <li>▶ ハイテク企業の認定において、企業の知的財産権の状況については、分類評価方法を採用する。発明特許(国防特許を含む)、植物新品種、国家級農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種、集積回路配置図設計専有権等は I 類として評価し、実用新案特許、外観設計特許、ソフトウェア著作権等(商標を含まない)は II 類として評価する</li> <li>▶ II 類として評価する知的財産権は、ハイテク企業の申請に一回限り使用できる</li> <li>▶ ハイテク企業資格の申請時および当該資格の存続期間内において、知的財産権に複数の所有権者が存在する場合、そのうち 1 所有権者のみ、当該知的財産権を申請時に使用することができる</li> <li>▶ 企業が認定申請する前に特許の授權証書または授權通知書を取得し、かつ費用の支払に関する領収書を提示できることをもって、認定申請時の特許の有効性を認定する</li> <li>▶ 発明、実用新案、外観設計、集積回路配置図設計専有権については、国家知的財産権局のウェブサイトの特許標識と特許番号を照会することができる。国防特許については、国家知的財産権局の授けた国防特許証書を提示する必要がある。植物新品種については、農業部植物新品種保護弁公室のウェブサイトと国家林業局植物新品種保護弁公室のウェブサイトと照会することができる。国家級農作物品種とは、農業部国家農作物品種審査委員会が審査し、公告した農作物品種を指す。国家新薬については、国家食品薬品监督管理局が発行した新薬証書を提示する必要がある。国家一級漢方薬保護品種については、国家食品薬品监督管理局が発行した漢方薬保護品種証書を提示する必要がある。ソフトウェア著作権については、国家版權局中国版權保護センターのウェブサイトソフトウェアの著作権標識(または版權標識)を照会することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 旧ガイドラインにあった“コアとなる自主知的財産”の記述を削除し、ハイテク企業の認定を受けるために知的財産権が必要であることを明確にした</li> <li>▶ 知的財産権の分類評価方式(I 類と II 類)を追加した。この分類は企業のイノベーション能力に関する評価付けと関連する。また、II 類の知的財産権はハイテク企業資格の申請に一回限り使用できることも明確にした</li> <li>▶ 知的財産権の所有権を有するということを強調し、“5 年以上の独占許諾”方式により知的財産権を得ることを認めなくなった</li> <li>▶ 特許の有効性をどのように認定するかを明確にし、また、国防特許、植物新品種、国家級農作物品種、国家新薬、国家一級漢方薬保護品種に関する特許の判定方法を追加した</li> </ul>

<p>ハイテク製品 (サービス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 主要製品(サービス)とは、ハイテク製品(サービス)のうち、技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を保有し、かつその収入の合計が同期間における企業のハイテク製品(サービス)の収入の 50%超を占める製品(サービス)を指す</li> <li>▶ 総収入とは、収入総額から非課税収入を差し引いたものを指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 主要製品(サービス)の概念を追加した。また、技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を保有することと収入割合に関する要求について強調している</li> <li>▶ 総収入の計算方法を明確にした</li> </ul>
<p>科学技術者の 割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の科学技術者とは、研究開発と関連の技術イノベーション活動に直接従事する者、および当該活動の管理に専ら従事する者と直接的な技術サービスを提供する者で、実際の累計勤務期間が 183 日以上である者を指し、在職者、兼職者および臨時雇用者を含む</li> <li>▶ 企業の当年度における従業員総数と科学技術者数はいずれも、年間の月平均人数に基づき計算する <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各月の平均人数 = (月初の人数 + 月末の人数) ÷ 2</li> <li>• 年間の月平均人数 = 年間の各月の平均人数の合計 ÷ 12</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 従来の科学技術者と研究開発者を統一的に科学技術者とした。また、人数の計算方法を明確にした</li> </ul>
<p>研究開発活動 および費用の 集計範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 試験費用は新薬開発の臨床試験費、探査開発技術の現場試験費、圃場試験費等を含む</li> <li>▶ その他の費用とは、上述した費用以外の、研究開発活動と直接関連するその他の費用を指し、技術図書資料費、資料翻訳費、専門家コンサルティング費、ハイテク研究開発保険料、研究開発成果の検索、論証、審査、鑑定、検収に係る費用、知的財産権の申請費、登録費、代理費、および会議費、出張旅費、通信代等を含む。これらの費用は、別途規定がある場合を除き、原則として研究開発費用総額の 20%を超えてはならない</li> <li>▶ 企業の中国国内において発生した研究開発費用とは、企業内部の研究開発活動で実際に支出したすべての費用と国内のその他の機関あるいは個人に委託して行った研究開発活動について支出した費用との合計を指し、国外の機関あるいは個人に委託して行った研究開発活動について発生した費用を含まない</li> <li>▶ 売上高とは、主要業務収入とその他業務収入の合計を指す</li> <li>▶ 主要業務収入とその他業務収入は、企業所得税年度納税申告表の方法により計算する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 試験費用を研究開発費用として集計することを明確にした。また、その他の費用項目をより詳しく列挙し、研究開発費用総額に占める割合の上限を 10%から 20%に引き上げた</li> <li>▶ 個人に対する研究開発の委託に係る支出を研究開発費用の集計範囲に含めることを明確にした</li> <li>▶ 売上高の計算方法を明確にした</li> </ul>
<p>指標評価体系</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 知的財産権、科学技術成果の転化能力、研究開発の組織的管理水準、企業の成長性を含む 4つの指標を用いて、企業が科学技術資源を利用して行うイノベーション、経営イノベーションおよびイノベーションの成果の取得等の状況を評価する</li> <li>▶ 「科学技術成果転化促進法」の規定によれば、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定量的な評価体系を定性的評価と定量的評価を組み合わせた評価体系に改め、4つの評価指標の下に具体的な評価項目と採点基準を追加した</li> <li>▶ 科学技術成果および科学技術成果の転化について明確に定義し、</li> </ul>

	<p>科学技術成果とは、科学研究と技術開発によって生じる実用価値を有する成果（特許、著作権、集積回路配置図設計等）を指す。科学技術成果の転化とは、生産力レベルを高めるために科学技術成果に対して行う後続の試験、開発、応用、普及と、新製品、新工程、新材料の形成、新産業の発展等のための活動を指す</p> <p>➤ 科学技術成果の転化の形式には、次の方式が含まれる。自ら投資して転化を実施する、他者に当該技術成果を譲渡する、他者に当該科学技術成果の使用を許諾する、当該科学技術成果を提携の条件として、他者と共同で転化を実施する、当該科学技術成果を評価して投資し、株式または出資割合に換算する、その他の協議の上で決定した方式</p> <p>➤ 研究開発の組織的管理水準は、技術の専門家が企業の研究開発と技術イノベーションの組織的管理の全体的な状況に基づき、次の項目の評価も勘案した上で、総合的に評点付けをする。(i) 企業の研究開発の組織的管理制度の制定、研究開発への投入に関する計算体系の構築、研究開発費用の補助簿の作成を行っているか。(ii) 社内に科学技術研究開発機関を設け、かつ相応の科学研究の条件を備え、国内外の研究開発機関と種々の形式の産学連携を行っているか。(iii) <b>科学技術成果の転化の組織的实施および奨励に関する制度を設け、イノベーションと創業のためのオープンプラットフォームを構築しているか。</b>(iv) 科学技術者の育成・研修、従業員の技能トレーニング、優秀な人材の導入、および人材の業績評価・奨励の制度を設けているか</p> <p>➤ 財務の専門家が企業の純資産成長率、売上高成長率等の指標を選択して、企業の成長性を評価する</p>	<p>転化の形式についても具体的に説明している</p> <p>➤ 研究開発の組織的管理水準（補助簿の設置を含む）に関する評価体系をより全面的、合理的なものにした</p> <p>➤ 企業の成長性を評価するための指標を、総資産成長率から純資産成長率に改めた</p>
--	--	--

## 2) 申請時の提出資料

ハイテク企業資格の申請時に提出する資料は、旧ガイドラインでは5つであったが、新ガイドラインでは8つに増えた。

新ガイドラインでは、旧ガイドラインにおいて提出資料として挙げられていた技術イノベーション活動の証明資料を細分化しただけなく、イノベーション能力の評価に用いるため、企業の従業員と科学技術者の状況に関する説明資料および直近3会計年度の企業所得税年度納税申告表（主表および附表を含む）等を提出資料に追加した。

## 3) 仲介機関に対する要求

新ガイドラインでも旧ガイドラインと同様に、ハイテク企業資格の申請にあたり、企業が規定の条件を満たす仲介機関から特別監査報告書または検証報告書の発行を受けることを要求している。新ガイドラインでは、その

仲介機関が満たすべき条件の一つとして、認定作業を担当する当年度の登録会計士あるいは税理士の人数が年間の月平均従業員数の30%以上を占めなければならないと規定している。この割合は、旧ガイドラインで規定されていた“20%以上”の条件よりも引き上げられた。

仲介機関に業務上の重大な誤りあるいは欺まん等の行為があった場合の罰則は、旧ガイドラインでは“認定作業に関与する資格の取消し”であったが、新ガイドラインでは“3年間、ハイテク企業の認定に関する作業に関与できない”ということに改められた。

#### 4) 審査を担当する専門家の基準

新ガイドラインでは、ハイテク企業の審査に関する専門家の選出方法や職責について、より細かく規定している。主な変更点は以下のとおりである。

- 審査には技術の専門家のほか、財務の専門家も関与し、それぞれ技術指標と財務指標の評価を行い、評点付けを行わなければならない
- 選出される技術の専門家と財務の専門家が満たすべき具体的な条件を明確にした
- 各企業の審査を担当する専門家は5名以上(そのうち、技術の専門家は60%以上で、少なくとも1名は財務の専門家である)でなければならない
- 専門家データベースにおける専門家の人数は、旧ガイドラインでは審査を担当する専門家の5倍以上とされていたが、新ガイドラインでは3倍以上とされている

#### 5) 管理監督の強化

2016年の年初に公布された新弁法には“管理監督”の章が追加され、科学技術部、財政部および税務総局がランダム検査および重点検査体制を確立し、各地のハイテク企業認定管理作業に対する監督、検査を強化することを求めている。今回公布された新ガイドラインでは、新弁法にある管理監督作業の具体的な内容について規定している。これには、認定段階および事後管理段階での認定管理作業に対する重点検査、企業の年度報告、レビュー、名称変更および重大な変更事項の取扱い、企業の他地域への移転等に関する規定が含まれ、事後的な管理が強化される。

#### 6) 経過措置の明確化

国科発火[2016]195号によれば、2015年12月31日以前に旧弁法の下でハイテク企業の認定を受け、なお有効期間内にあるハイテク企業の資格は引き続き有効であり、税法の関連規定に基づき企業所得税の優遇政策の適用を受けることができる。また、旧弁法の下で認定を受けたハイテク企業で、2015年12月31日以前に旧ガイドラインに規定されていた資格を取り消すべき状況が発生し、かつ処罰の決定が下された場合、旧弁法の関連規定に従って処理される。認定機関は5年間、企業の認定申請を受理しないという処罰は2015年12月31日まで適用される。

### (3) デロイトのコメント

旧ガイドラインと比べて、今回公布された新ガイドラインでは、ハイテク企業の認定管理に関するより明確な指針が示されており、ハイテク企業の審査の客観性と公平性を高めることになる。また、ハイテク企業の認定条件はより厳しいものとなり、知的財産権の質と企業のイノベーション能力が強調されるとともに、知的財産権と企業のハイテク製品(サービス)との関連性が重視されている。管理監督の観点からは、いくつかのハイテク企業の報告義務が導入され、今後はハイテク企業に対する検査も常態的に行われるようになると考えられる。

2016年度は新弁法および新ガイドラインが適用される初年度であり、ハイテク企業資格の申請を予定している企業、およびハイテク企業に対する租税優遇政策の適用を現在受けている企業は、認定条件に関する変更点と新たなコンプライアンスの要求に特に留意する必要がある。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子 email: [emiko.okubo@tohatsu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohatsu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。